明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産二八）　一
〔告　示〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六条の規定に基づく操業日誌の記載義務について農林水産大臣が定める海域等の一部を改正する件（農林水産八七七）　六
○漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の期間を定める件（同八七八）　七
○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第十九条第二号ハ及び第四十三条第二号ハの農林水産大臣の定める様式を定める件の一部を改正する件（同八七九）　八
〔公　告〕
官庁
諸事項
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、型式適合認定、日本弁護士連合会懲戒処分、地方公務員共済組合連合会役員の就任、地方公務員共済組合連合会関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三七
会社その他
会社決算公告　四一

省令

○農林水産省令第二十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十五日

農林水産大臣　坂本　哲志